

産業環境課(環境) (有)2-2012 (電)0749-48-8117 (F)0749-48-0594

粗大ごみ収集のお知らせ

粗大ごみ収集を次のとおり実施します。雨天決行ですが、収集日当日の6時に警報が発令されている場合は中止します。中止の連絡は有線放送、ホームページ、多賀町総合情報配信メールでお知らせします。

収集日当日は交通渋滞が予想されますので、各対象

必ずお守りください！

- ・20cm×20cm×20cm以上が粗大ごみの対象です。それ以下は指定ごみ袋に入れてごみ集積所に出してください。
- ・下記の指定時間内（午前7時～午前9時）に搬入してください。
- ・家具などのガラス、鏡は収集できません。はずして燃えないごみに出してください。
- ・事業活動（農業も含みます）により発生したものは収集できません。

地域指定日の搬入にご協力をお願いします。会場内への進入について一時停止など、交通整理をおこないます。会場内のルールに従い交通安全に気をつけて搬入してください。日程などお間違えの無いようご注意ください。

- ・石油ストーブなどは燃料を抜いてから出してください。
- ・「使用済小型家電」および「使用済蛍光管」の回収もおこないます。ただし、電球型は対象外（燃えないごみ）です。
- ・金属製品、木製品、その他の製品、小型家電、蛍光管に分別して出してください。
- ・ルールが守られない場合、職員や収集業者が確認、注意させていただく場合があります。

家庭用でも 回収できない 主なもの	テレビ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン、スプリングマットレス、タイヤ、ガラス、鏡、爆発物、危険物（例：バッテリー、ガスボンベ、消火器など）、レンガ・ブロック、耐火金庫、ふとん、たたみ、じゅうたん、毛布、ピアノ、漬物石、農業用機械など
	【上記のごみはお持ち帰り願います。】

※詳細は「ごみの分別区分と出し方」をご確認ください。

指定日時	収集場所	対象地域
10月3日（土） 7：00～9：00	調整池駐車場 （B&G 海洋センター隣）	尼子・四手・大岡・八重練・土田・芹谷地区・脇ヶ畑地区・栗栖・一円・木曽・久徳・月之木・中川原・フリーガーデン久徳・グリーンステージ月之木・下屋敷自治会
10月17日（土） 7：00～9：00	調整池駐車場 （B&G 海洋センター隣）	多賀・敏満寺・猿木・梨ノ木・佐目・南後谷・大君ヶ畑・グリーンヒル多賀・神田
10月24日（土） 7：00～9：00	滝の宮スポーツ公園駐車場	川相・藤瀬・富之尾・檜崎・一ノ瀬・佛ヶ後・樋田・萱原・大杉・小原・霜ヶ原

※前日からのごみの持込や、回収できないごみの持込など一部のルール違反により、粗大ごみの収集に支障をきたしています。決められたルールは必ず守ってください。

産業環境課(農業) (有)2-2030 (電)0749-48-8117 (F)0749-48-0594

農業関係補助金の次年度要望について

令和9年度に農業関係の各種補助金の活用を希望される方は、9月30日（水）までに産業環境課農政係へご相談ください。要望書などの必要書類をご案内させていただきます。（農業関係補助金：農林業施設関係

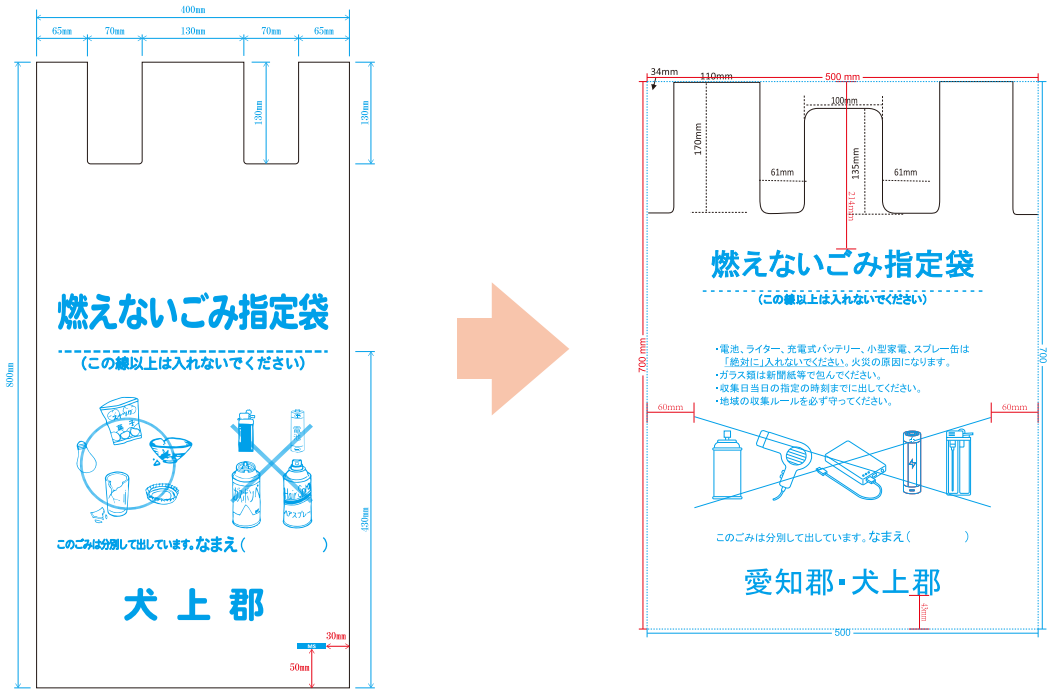
補助金、農業用機械導入支援事業費補助金、農業用ビニールパイプハウス類設置等事業補助金、農業者大型特殊免許等取得補助金など）

産業環境課(環境) (有)2-2030 (電)0749-48-8117 (F)0749-48-0594

燃えないごみ袋のデザイン・サイズが変わります！

日ごろより、ごみの分別にご協力いただきありがとうございます。このたび、多賀町では皆さんの利便性

向上と正しい分別の促進を目的として、「燃えないごみ袋」をリニューアルします。



■主な変更点

- ・**サイズ** 横幅が10cm 広がり、縦幅が10cm 短くなります。これにより、出し入れがしやすく、より使いやすくなります。また、ゴミ箱にセットした際よりフィットするサイズ感になりました。
- ・**共通デザイン化** 愛知郡・犬上郡共通のデザインになります。これに伴い、愛知郡内の店舗でも購入が可能となります。
- 販売開始時期**
令和8年9月ごろから順次販売を開始します。

※店頭在庫状況により販売時期が異なるため、旧デザインと新デザインが混在する期間がございます。ご了承ください。

■価格について

変更はありません。（1袋10枚入り：200円）

■旧デザインの袋をお持ちの方へ

現在お手元にある旧デザインの袋は、引き続きご使用いただけます。慌てずにお使いください。

産業環境課(農業) (有)2-2030 (電)0749-48-8117 (F)0749-48-0594

農業委員会だより

～農地の適正な管理をお願いします～

農地法第2条の2には、「農地について所有権または賃借権その他の使用および収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようしなければならない」と、農地の権利を有する者の責務規定があります。農地に雑草や雑木が繁茂して遊休農地化・荒廃すると、火災やゴミの不

法投棄、病害虫の発生などの原因となり、近隣の住民や農地に悪影響をおよぼします。また、農地は一度荒れてしまうと、元の状態に戻すのに大きな労力と費用がかかります。

定期的に草刈りをするなど、農地の適正な管理をお願いします。

令和8年第9回農業委員会総会のお知らせ

- 日 時** 9月11日(金) 13:30～
- 場 所** 多賀町役場 2階 大会議室
- 農地転用等の申請受付期限は、総会開催月の前月の**

- 20日(閉庁日の場合はその前日)です。
- 農業委員会総会で審議された内容は、町ホームページでご覧いただけます。**

